証券コード618A
2026年11月５日
（電子提供措置の開始日2026年11月４日）

株　主　各　位

東京都品川区西五反田二丁目28番５号
株　式　会　社　KOMPEITO
代表取締役 **渡　邉　瞬**

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第14回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイトhttps://kompeito.co.jp/ir/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年11月25日（水曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2026年11月26日（木曜日）午後３時
2. **場　　所**　東京都品川区西五反田2丁目28番5号 第2オークラビル
3. **会議の目的事項**

報告事項　第14期（2025年9月1日から2026年8月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案	取締役１名選任の件
第２号議案	取締役の報酬額改定の件
第３号議案	監査役の報酬総額改定の件
第４号議案	取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　取締役１名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役１名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
中野　治 (1959年1月11日生)	1982年 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行 2012年 株式会社三井住友銀行 執行役員 トランザクション・ビジネス本部長 2015年 コナミホールディングス株式会社(現コナミグループ) 取締役 副社長 2021年 フロンティア・マネジメント株式会社 シニアアドバイザー 2023年 杉田エース株式会社（社外)取締役（2024年監査等委員就任） 2025年 日本会計アドバイザリー合同会社 エグゼクティブ・アドバイザー（現任）	０株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

中野治氏は、株式会社三井住友銀行において執行役員を歴任するとともに、コナミホールディングス株式会社（現コナミグループ株式会社）の取締役副社長等を務め、金融及び企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。

また、他の上場企業における社外取締役及び監査等委員としての経験を通じ、経営の監督、リスク管理及びコーポレートガバナンスに関する知見も有しております。

これらの経験と見識を活かし、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向けた経営全般への助言に加え、独立した客観的な立場から取締役会の監督機能の強化に貢献いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

（注）中野治氏は、社外取締役候補者であります。

第２号議案　　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2024年11月28日開催の第12回定時株主総会において、取締役７名の報酬額を年額85,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、今般、諸般の事情を考慮して、取締役８名の報酬額を年額300,000千円以内（うち社外取締役４名の報酬額は50,000千円以内）と改定させていただきたいと存じます。また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は７名（うち社外取締役３名）でありますが、第１号議案「取締役１名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は８名（うち社外取締役４名）となります。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会の審議を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、本議案における報酬額は、取締役に対する基本報酬及び業績連動賞与等の金銭報酬に係るものであり、第４号議案「取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」でご承認をお願いする譲渡制限付株式報酬は、本議案に係る報酬額とは別枠といたします。

なお、改定後の報酬限度額については、2026年８月期に係る取締役（社外取締役を除く。）４名に対する業績連動賞与15,000千円（2026年12月支給予定）から適用するものとし、本議案は、当該業績連動賞与の支給についてご承認をお願いする趣旨を含むものであります。

当該業績連動賞与は、2026年９月開催の取締役会において、役員報酬委員会の答申を踏まえ、当事業年度の連結業績の達成状況に基づき支給額を決議したものであります。

第３号議案　　監査役の報酬総額改定の件

当社の監査役の報酬等の額は、2022年11月22日開催の第10回定時株主総会において、監査役３名の報酬額を年額8,500千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、近年の著しい事業環境の変化や、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に向けて監査役の責務や期待される役割が増大していること等を鑑みて、監査役３名の報酬額を年額50,000千円以内と改定させていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、監査役報酬体系やその支給水準、現在の監査役の数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会の審議を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

第４号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブを付与するとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入いたしたいと存じます。

本制度は、対象取締役に対して当社の普通株式を付与し、原則として対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会が定める地位を退任又は退職するまでの間、当該株式の譲渡を制限するものであり、長期的な視点に立った経営の推進を目的としております。

つきましては、第２号議案「取締役の報酬額改定の件」においてご承認をお願いする金銭報酬枠とは別枠として、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数を年間100,000株以内とすることにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

本制度に係る報酬枠は、当社の今後の事業成長、対象取締役の役割及び責任、報酬体系、将来的な役員構成並びに株価変動等を総合的に勘案して設定するものであり、その内容は相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役は７名（うち社外取締役３名）でありますが、第１号議案「取締役１名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は８名（うち社外取締役４名）となり、本制度の対象取締役は４名となります。

本制度の具体的な内容は、以下のとおりであります。

１．譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、取締役会決議に基づき、本制度による報酬として上記年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。

当該普通株式の１株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定いたします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、役員報酬委員会における審議を経て、取締役会において決定するものといたします。

２．譲渡制限付株式の総数

本制度により対象取締役に対して発行又は処分される当社普通株式の総数は、年間100,000株以内といたします。

ただし、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含みます。）又は株式併合その他株式数の調整が必要となる事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整できるものといたします。

３．譲渡制限付株式割当契約の内容

本制度に基づく当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、割当日から当該対象取締役が当社の取締役その他取締役会があらかじめ定める地位のいずれからも退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします。

（２）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が割当日から最初に到来する当社定時株主総会の開催日まで継続して当社の取締役その他取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点で、本割当株式の全部について譲渡制限を解除するものといたします。

ただし、対象取締役が任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由により当該期間の途中で退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する株式数及び解除時期を、在任期間等を踏まえて合理的に調整するものといたします。

（３）無償取得

当社は、対象取締役が上記（２）に定める在任条件を満たす前に正当な理由なく退任又は退職した場合、又は法令違反その他本割当契約に定める無償取得事由に該当した場合には、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得するものといたします。

また、譲渡制限期間が満了した時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式については、当社が当然に無償で取得するものといたします。

（４）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が株主総会又は取締役会で承認された場合には、取締役会決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、合理的に定める数の本割当株式について譲渡制限を解除することができるものといたします。

この場合、譲渡制限が解除されない本割当株式については、当社が当然に無償で取得するものといたします。

事　業　報　告

（2025年9月1日から
2026年8月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

項目	前事業年度 (第13期)	当事業年度 (第14期)	前期比
売上高	5,576,879千円	8,834,880千円	158.4%/ +3,258,001千円
営業利益又は営業損失（△）	△205,406千円	950,828千円	- / +1,156,235千円
当期純利益又は当期純損失（△）	△235,949千円	1,077,655千円	- / +1,313,605千円

営業利益の黒字転換(前期比+1,156,235千円)の要因は、前期比での販売費及び一般管理費の増加を、売上総利益の増加が上回る伸長を見せたことに起因します。

・OFFICE DE YASAIの本契約社数の増加及びARPU（１社当たりの平均売上高）の上昇を主要因とする売上高増加

・仕入先・原材料の見直し等を通じた売上原価率の低減

上記の影響により、売上総利益が当事業年度5,965,944千円（前事業年度3,687,927千円)、売上総利益率67.5%（前事業年度66.1%）と、前期比+2,278,017千円、161.8%と大幅な増益を果たすことができました。

他方、営業獲得増・顧客増に伴い、主に下記の販売費及び一般管理費が増加しております。

・人件費(※)：[前事業年度]940,546千円 → [当事業年度]1,281,199千円、+340,653千円

※役員報酬、給料手当、賞与、法定福利費等の合計

・荷造運賃・配送費：[前事業年度]833,393千円 → [当事業年度]1,162,668千円、+329,274千円

・広告宣伝費：[前事業年度]932,286千円 → [当事業年度]981,480千円、+49,194千円

一方で、売上高の拡大に伴い、販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は56.8%（前事業年度69.8%）に低下しております。

新規顧客獲得に関しては当期、主にWEBや展示会からのリードに対応する「オンラインセールス」と、全国の金融機関等の営業連携先から見込顧客を紹介いただく「パートナーセールス（PS)」の二本柱のうち、顧客獲得コスト効率の高いPS経由の獲得強化に注力いたしました。営業連携先は319社（前事業年度末185社）に拡大し、新規本契約獲得数は2,927社（前事業年度2,567社、前期比+14%)、PS経由比率は64%（前事業年度56%）となりました。

また解約に関しては、断続的な価格改定を実施する中でも、商品ラインナップの拡充やカスタマーサクセスによる顧客ニーズの吸い上げ等を通じたサービスの付加価値向上により、解約率(※)は1.1%（前事業年度1.4%）と低下傾向が継続いたしました。

※直近12か月の平均月次解約率

上述の新規顧客獲得強化やサービスの付加価値向上を通じた解約率の一層の低減により、契約顧客数の純増やARPUを更に高めていくことで、収益基盤の一層の強化を図ってまいります。

なお、当事業年度において繰延税金資産の回収可能性を見直し、法人税等調整額△233,495千円を計上したこと等により、当期純利益は1,077,655千円と営業利益を上回る水準となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は52,627千円であります。

設備投資の主な内容としましては、配送拠点でのピッキング効率化を目的とした、デジタルピッキングシステム（和歌山及び愛知の配送拠点への新規導入並びに千葉の配送拠点での増設）等の機械及び装置、工具、器具及び備品等の導入であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、当社は株式会社東日本銀行から50,000千円、株式会社りそな銀行から40,000千円、合計90,000千円の長期借入による資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社グループでは、株式会社ODYデリバリーズにおいて乳製品宅配事業の譲受け等を実施しております。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年10月１日付で株式会社優食の全株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。これにより、岡山県を中心とした高齢者向け配食サービス及び介護施設向け食材提供事業の運営体制をグループに取り込み、事業領域の拡大を図っております。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、持続的な成長及び収益性の向上に向けて、以下の事項を優先的に対処すべき課題として取り組んでまいります。

① サービスの成長について

当社グループの主力サービスであるOFFICE DE YASAI（オフィスでやさい）サービスで安定的かつ継続的な事業成長を実現するために、本契約社数の増加施策と、更なるARPU（１社当たりの平均売上高）の向上施策を講じてまいります。

日本国内における中小企業数は70.5万社（注１）であり、当事業年度末における当社のARPU（１社当たりの平均売上高、年換算）は137万円であることから、本領域において当社がアプローチ可能な市場規模は約１兆円と想定されます。これに対し、当事業年度末のARRは96.8億円と同市場規模の約１％であり、収益機会の観点からも獲得の余地が多く残されているものと考えております。

本契約社数に関しては、広告宣伝を活用したオンラインセールスに加え、地方銀行や事業会社を中心としたパートナーセールス（営業連携先からの紹介による営業）での顧客獲得を強化してまいります。当事業年度末の営業連携先は319社となっており、外部リソースの有効活用によるCAC（顧客獲得コスト）の低位安定化を実現しつつ、スケーラブルな事業拡大を実現してまいります。

ARPUに関しては、大企業向けの営業体制強化による１社当たりの平均アカウント数（冷蔵庫・冷凍庫台数）の増加や、必要な栄養素をワンハンドで手軽に取れるようなオフィスワーカー向けの新商品開発、オフィスワーカー向けに地方の特産品や新商品等のプロモーションを行える「OFFICE DE MEDIA（オフィスでメディア)」のサービス拡大等により、１アカウント当たりの平均売上高を増加させてまいります。

（注１）経済産業省「令和３年経済センサス」（中小企業は従業員数５～999名の企業）

② 収益体制の強化について

当社は、当事業年度において営業利益950,828千円を計上し、通期での黒字化を達成いたしました。今後は事業計画で描く水準の営業利益を達成するために、広告宣伝費等の一層の効率化や、ピッキングセンターへのマテハン設備（注２）の導入による仕分け効率化、乳販店のM&Aを通じた配送内製化の推進、既存の営業ネットワークを活用した福利厚生・総務向けサービスの拡充、AI等を活用した業務効率化・生産性の向上等を通じ、引き続き強固な収益基盤の構築に努めてまいります。

（注２）マテリアルハンドリング設備：物流現場において商品の仕分け作業を自動化・効率化する機械・機器

③ 非連続成長へ向けた人材確保・育成について

当社グループは、調達・製造機能を持った給食事業者のM&Aを通じ、OFFICE DE YASAI（オフィスでやさい）を含めたグループ全体のサプライチェーン強化を進めるだけでなく、給食事業本丸の隣接市場への展開に伴い当社サービスの市場規模拡大も実現してまいります。また、海外（米国）市場においても事業拡大を進め、既存の国内OFFICE DE YASAI（オフィスでやさい）サービス拡大に留まらない非連続成長を目指しております。今後もこの動きを加速していくためには、グローバルで活躍できるビジネス力を兼ね備えた人材や、M&Aを実施するための知識・経験を持った人材、買収実施後のPMIを実施できる経営人材等を一層増やしていくことが重要な課題と捉えており、一層の採用強化及び人材育成体制強化を図ってまいります。

④ 内部体制の強化及び人材育成について

当社グループは、事業の継続的な成長を実現していくために、従業員一人一人の成長が不可欠であると捉えております。少数精鋭の優秀な人材による事業運営を今後も継続しながら、顧客拡大の中で営業や顧客対応等の人員が増えていく中でDXの施策を通じた業務効率化・生産性の向上を図ることや、業務フローやコンプライアンス、情報管理等を徹底認知させるなど、内部管理体制強化を図ることを通じて、組織力の向上を図ってまいります。

(9) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第11期	第12期	第13期	(当期) 第14期
売　　上　　高	1,695,575 千円	3,101,345 千円	5,576,879 千円	8,834,880 千円
当期純利益又は当期純損失(△)	△434,668 千円	△458,002 千円	△235,949 千円	1,077,655 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△52.91 円	△54.08 円	△23.96 円	109.43 円
総　　資　　産	1,143,002 千円	2,995,575 千円	2,821,965 千円	4,061,000 千円
純　　資　　産	366,861 千円	978,839 千円	742,889 千円	1,820,545 千円

(注) 当社は2026年６月18日付で普通株式１株につき70株の割合で株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失を算定しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

当社に親会社はありません。重要な子会社の状況は以下のとおりであります。

名称	出資比率	主要な事業内容
KOMPEITO USA Inc.	100.00%	北米におけるオフィス向け食の福利厚生サービス
株式会社ODYデリバリーズ	100.00%	乳製品宅配事業、当社サービスの配送業務等
株式会社優食	100.00%	高齢者向け配食、介護施設向け食材の製造・販売等

※株式会社優食は2025年10月１日に全株式を取得いたしました。

(11) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(12) 主要な事業内容

事　　業	主　要　製　品
福利厚生サービス事業	「設置型健康社食」 OFFICE DE YASAI(オフィスでやさい)

(注) 当社は福利厚生サービス事業を展開する単一セグメントであります。

(13) 主要な営業所および工場

① 本社：東京都品川区

② 自社工場：西新井キッチン（東京都足立区）

③ ピッキングセンター：千葉ピッキングセンター（千葉県富里市）、杉並ピッキングセンター（東京都杉並区）ほか（全国８拠点、外部委託）

④ 製造委託先：全国55社（2026年８月時点）

⑤ 子会社：株式会社ODYデリバリーズ（東京都品川区）、株式会社優食（岡山県）、KOMPEITO USA Inc.（アメリカ合衆国カリフォルニア州）

(14) 従業員の状況

2026年8月31日現在

従 業 員 数	前期末比増減
202 名 [284]	+40 名 [+69]

（注）１　執行役員を含んでおります。
　　２　パート/アルバイトを含んだ従業員数は[]内に記載しております。

(15)主要な借入先および借入額

（単位：千円）

借入先	前事業年度末	当事業年度末
(株)商工組合中央金庫	666,080	527,360
(株)日本政策金融公庫	224,100	206,160
(株)東日本銀行	―	41,664
(株)りそな銀行	44,176	37,778
(株)京都銀行	33,332	15,275
(株)きらぼし銀行	15,673	―
(株)三井住友銀行	15,975	―

(16) その他会社の現況に関する事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　39,340,000株

(2) 発行済株式の総数　　9,848,300株（自己株式：無し）

(3) 株主数　　36名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
渡邉 瞬	2,301,600株	23.37%
JICベンチャー・グロース・ファンド１号投資事業有限責任組合	1,049,580株	10.66%
IF Growth Opportunity Fund I, L.P.	896,910株	9.11%
ニッセイ・キャピタル７号投資事業有限責任組合	877,310株	8.91%
ニッセイ・キャピタル11号投資事業有限責任組合	744,240株	7.56%
ニッセイ・キャピタル９号投資事業有限責任組合	646,450株	6.56%
インキュベイトファンド２号投資事業有限責任組合	552,370株	5.61%
キユーピー株式会社	408,240株	4.15%
あおぞらHYBRID３号投資事業有限責任組合	305,340株	3.10%
鈴与株式会社	264,670株	2.69%

（注）株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2026年５月20日開催の取締役会決議に基づき、2026年６月４日付でＡ種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｃ１種優先株式、Ｃ２種優先株式及びＤ種優先株式の全てについて、定款に定める取得条項に基づき取得し、対価として当該優先株主に対して当該優先株式１株につき普通株式１株を交付いたしました。また、当社が取得した全ての優先株式は、同日付で会社法第178条の規定に基づき消却しております。
なお、2026年６月18日付で普通株式１株につき70株の割合による株式分割を実施いたしました。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

当事業年度末日において、当社取締役等が保有する新株予約権の状況は、次のとおりであります。

・新株予約権の数　　：3,000個

・目的となる株式の種類および数：普通株式210,000株

（新株予約権１個につき70株）

・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行 使 期 間	個　　数	保有者数
取締役 ※社外取締役を除く	第５回（310円）	2023年７月13日 ～2031年７月12日	600個	3名
取締役 ※社外取締役を除く	第６回（525円）	2027年11月28日 ～2035年11月27日	2,400個	3名
社外取締役	―	―	―	―
監査役	―	―	―	―

（注）2026年６月18日付で行った普通株式１株を70株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

① 第６回新株予約権（2025年11月27日決議、2025年11月28日付与）

交付対象：当社使用人121名、当社子会社役員２名

内容：普通株式／行使価額１株525円／行使期間2027年11月28日～2035年11月27日。

発行時の総数8,257個（目的株式577,990株）には当社取締役への交付分を含みます。

② 第７回新株予約権（2026年２月19日決議、2026年２月20日付与）

交付対象：当社子会社使用人１名

内容：14個（普通株式980株）／行使価額１株525円／行使期間2028年２月20日～2036年２月19日。

（注）交付人数は付与時点の人数です。上記株式数及び行使価額は2026年６月18日付株式分割を反映した数値です。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2026年６月４日付で、株式会社日本政策金融公庫が保有するＢ種優先株式を目的とした第４回新株予約権693個を取得し、同日消却するとともに、これと引換えに当社普通株式を目的とする新株予約権693個を交付しております。2026年６月18日付の株式分割後の目的株式数は普通株式48,510株、行使価額は１株当たり309円であります。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
渡邉　瞬	代表取締役CEO	
梅津　祐希	取締役CTO	
好岡　利香子	取締役COO	
武冨　健二	取締役CFO	
村田　祐介	社外取締役	インキュベイトファンド(株)　代表パートナー
北川　　岳史	社外取締役	キユーピー(株)　上席執行役員
横山　邦男	社外取締役	
桐竹　洋一	社外監査役（常勤）	
宗　裕二	社外監査役	株式会社日本能率協会コンサルティング 品質経営研究所 所長
小池　良平	社外監査役	(株)ツクルバ　上級執行役員CAO

（注）１．取締役村田祐介氏、北川岳史氏および横山邦男氏は、社外取締役であります。
２．監査役桐竹洋一氏、宗裕二氏および小池良平氏は、社外監査役であります。
３．当社は、取締役横山邦男氏、監査役桐竹洋一氏、宗裕二氏および小池良平氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査役小池良平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役村田祐介、北川岳史および横山邦男は当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、次に掲げる額の合計額となります。

① 村田祐介、北川岳史および横山邦男がその在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額

② 村田祐介、北川岳史および横山邦男が当社の新株予約権（会社法第238条第3項各号に掲げる有利発行のものに限る。以下同じ）を引き受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額

監査役桐竹洋一、宗裕二および小池良平は当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の金銭報酬については、2024年11月28日開催の取締役会において、代表取締役CEO渡邉瞬に個人別の報酬等の具体的内容の決定を委任する旨の決議を行っております。当事業年度の取締役の個人別の基本報酬については、各取締役の職責、貢献等を総合的に勘案し、代表取締役CEOが決定しております。これらの権限を委任した理由は、各取締役の職責等を総合的に勘案するには代表取締役CEOが最も適しているからであります。

また、2025年11月19日開催の取締役会において、任意の役員報酬委員会を設置いたしました。当事業年度においては、同委員会において取締役の報酬制度及び報酬決定方針等に関する審議を行っております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	95,400 (2,400)	80,400 (2,400)	15,000 (—)	— (—)	7 (3)
監査役 （うち社外監査役）	8,400 (8,400)	8,400 (8,400)	— (—)	— (—)	3 (3)

③ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、企業価値の持続的な向上及び業績向上に対するインセンティブとして、社外取締役を除く取締役を対象とする業績連動賞与制度を設けております。当事業年度の業績連動賞与については、連結売上高及び連結営業利益の計画達成状況を業績指標とし、当該指標に基づく取締役報酬算定テーブルに従い支給額を決定しております。これらの指標は、連結売上高が事業の成長性を、連結営業利益が収益性を示す重要な経営指標であり、両面から経営成果を評価するために選定しております。

当事業年度における連結売上高の計画達成率は102％、連結営業利益の計画達成率は108％となり、当該達成状況を踏まえ、2026年９月開催の取締役会において、基準額の100％に相当する15,000千円の支給を決議しております。

なお、上記報酬等の総額には、本定時株主総会において第２号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、2026年12月に支給を予定している当事業年度に係る業績連動賞与15,000千円（取締役４名分）を含んでおります。

④ 株主総会の決議による報酬等の定めに関する事項

取締役の金銭報酬等の額については、2024年11月28日開催の優先株主総会、及び第12回定時株主総会において、年額85,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名（うち社外取締役３名）であります。

監査役の金銭報酬等の額については、2022年11月22日開催の優先株主総会、及び第10回定時株主総会において、年額8,500千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 村田祐介

(ア) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職先であるインキュベイトファンド(株)は当社の上位10名に入る大株主のファンドを運営しております。

(イ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(ウ) 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会19回中18回出席し、議案審議等につき、経験豊富なベンチャーキャピタルおよびベンチャー企業経営者の観点から、適宜発言を行っております。

(b) 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

② 社外取締役 北川岳史

(ア) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職先であるキユーピー(株)は当社の上位10名に入る大株主となります。

(イ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(ウ) 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会19回中19回出席し、議案審議等につき、経験豊富な食品メーカーの経営者の観点から、適宜発言を行っております。

(b) 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

③ 社外取締役 横山邦男

(ア) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

(イ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(ウ) 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会19回中19回出席し、議案審議等につき、経験豊富な上場企業経営者の観点から、適宜発言を行っております。

(b) 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

④ 社外常勤監査役 桐竹洋一

(ア) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

(イ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(ウ) 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会19回中19回出席、監査役会17回中17回出席し、議案審議等につき、主に上場企業監査役経験者としての専門的見地から、必要に応じ、適宜発言を行っております。

(b) 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

⑤ 社外監査役 宗裕二

(ア) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職先である(株)日本能率協会コンサルティングは、当社との取引関係はございません。

(イ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(ウ) 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会19回中19回出席、監査役会17回中17回出席し、議案審議等につき、主に経営コンサルタントとしての専門的見地から、必要に応じ、適宜発言を行っております。

(b) 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

⑥ 社外監査役 小池良平

(ア) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職先である(株)ツクルバは、当社との取引関係はございません。

（イ）主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

（ウ）当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会19回中19回出席、監査役会17回中17回出席し、議案審議等につき、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、適宜発言を行っております。

(b) 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

HLB ESネクスト有限責任監査法人

（注）ESネクスト有限責任監査法人は2026年10月１日付で、名称をHLB ESネクスト有限責任監査法人に変更しております。

(2)報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について確認・検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、HLB ESネクスト有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認める場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人の適格性、独立性等を総合的に検討し、必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを決定します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、HLB ESネクスト有限責任監査法人との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

６．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「内部統制システムの基本方針」について取締役会において決議しております。当該体制及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

１．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、善良なる管理者の注意をもって、忠実にその職務を執行する。また、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

(2) 他の業務部門から独立した内部監査担当者は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を代表取締役CEOに報告するとともに改善を促すことにより、コンプライアンス体制の適正を確保する。

(3) 法令違反その他法令、定款、社内規程上の疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、「リスク・コンプライアンス規程」に従って適切に対応する。

(4) 当社グループ各社における協力の推進、並びに業務の整合性の確保及び効率的な遂行を図るため、「関係会社管理規程」を定める。

２．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書保管管理規程」「情報セキュリティ管理規程」等に従い、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的記録により保存・管理する。

(2) 取締役は、必要に応じこれらの文書等を閲覧できる。

３．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は「リスク・コンプライアンス規程」を定め、当社において発生する可能性のあるリスクの未然防止に関して、管理体制を構築・維持し、発生リスクへの対応・抑止に係る機能を整備する。

(2) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役CEOはリスク対応体制を発動し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止するものとする。

(3) 内部監査人は各部門のリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役CEO及び取締役会に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。

４．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の取締役会の手続及び権限範囲等を「取締役会規程」で明確にし、定期的に開催される取締役会で、当社の取締役の職務の状況を報告する。

(2) 当社の取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織の業務分掌を明確

にする「業務分掌規程」、及び使用人の職務執行における責任権限を明確にする「職務権限規程」を定める。
(3) 経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」等に基づき、当社の取締役会において当社及び当社関係会社の中期経営計画を策定する。当社及び当社関係会社の中期経営計画の進捗状況及び推進結果は、定期的に、当社の取締役会に報告するものとする。
(4) 当社は当社の経営方針を関係会社に周知し、法令等に抵触しない範囲内で関係会社の業務運営に反映させるとともに、関係会社の業務運営状況を把握する。

５．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、関係会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」を定める。
(2) 当社のリスクコンプライアンス委員会は、当社グループを視野に入れて活動することとし、随時、各関係会社の代表者を会議に参加させる。
(3) 当社の内部監査人は、当社各部門の監査を実施するとともに、関係会社各社の監査を実施または統括し、各関係会社が当社の内部統制に準拠した体制を構築し、適正に運用するよう監視、指導する。

６．財務報告の信頼性を確保するための体制
(1) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
(2) 当社の各部門および関係会社各社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

７．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役は、監査業務について、補助すべき使用人を置く必要がある場合、使用人を指定することができる。
(2) 当該使用人については、取締役及び業務執行者からの独立性を確保するとともに、監査役は、使用人の権限、使用人の属する組織、指揮命令権、人事異動や人事評価についての監査役の同意権等使用人の独立性確保に必要な事項を十分検討する。
(3) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

８．当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 当社の監査役は、重要意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、経

営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて文書を閲覧し、当社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。
(2) 当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務の執行状況、経営状況のうち重要な事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、法令・定款違反に関する事項、その他重要な事項を報告する。

９．監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社は、監査役への報告や相談を行った者に対して、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「リスク・コンプライアンス規程」に明文化するとともに、当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(1) 当社は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、代表取締役CEOと定期的にミーティングを行い、会社運営に関する意見の交換等を行う。
(2) 監査役は、内部監査人と緊密に連携をとり定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて監査法人や弁護士その他外部専門家を活用できる。

12．反社会的勢力に向けた基本的な考え方とその整備状況
(1)「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し、いかなる名目の利益供与も行わず、また、反社会的勢力からの不当要求に対し屈することなく毅然とした態度で対応を図ることを徹底する。
(2) 必要に応じて警察や弁護士等外部の専門機関と連携を取り、反社会的勢力に関する情報収集・社内体制の整備を強化する。

13．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
　上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。
(1) 当社では、取締役及び監査役全員出席のもと、原則月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては権限に基づいた意思決定のほか、業績の進捗状況、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図っております。
(2) 監査役会は、原則月１回の定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を

開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査人及び監査法人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(3) 当社のリスク管理体制としては、取締役会並びに適宜行われる社内報告会を通じて代表取締役CEOをはじめ、取締役が情報の収集、共有を図ることでリスクの早期発見と未然防止に努めております。特にコンプライアンスの遵守に関しては、代表取締役CEOを委員長とするリスクコンプライアンス委員会を原則四半期に１回開催し、委員会での議論の内容については、従業員への啓蒙活動等を行っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

(3) 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（2026年8月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流　動　資　産	**3,102,701**	**流　動　負　債**	**1,594,553**
現　金　及　び　預　金	1,589,164	買　掛　金	358,911
売　掛　金	1,170,152	1年内償還予定の社債	150,000
棚　卸　資　産	256,542	1年内返済予定の長期借入金	348,495
前　渡　金	35,077	未　払　金	308,943
前　払　費　用	50,435	未　払　費　用	114,189
関係会社短期貸付金	50,000	未　払　法　人　税　等	2,084
そ　の　他	24,627	未　払　消　費　税　等	174,139
貸　倒　引　当　金	△73,298	役　員　賞　与　引　当　金	15,000
固　定　資　産	**958,299**	契　約　負　債	75,429
有　形　固　定　資　産	**232,455**	預　り　金	40,639
建　物	105,336	そ　の　他	6,721
減　価　償　却　累　計　額	△25,381	**固　定　負　債**	**645,901**
建　物　（純　額）	79,955	社　債	150,000
機　械　及　び　装　置	137,431	長　期　借　入　金	479,742
減　価　償　却　累　計　額	△12,451	資　産　除　去　債　務	16,159
機械及び装置（純額）	124,979	**負　債　合　計**	**2,240,455**
工具、器具及び備品	47,344	（純　資　産　の　部）	
減　価　償　却　累　計　額	△19,824	**株　主　資　本**	**1,820,045**
工具、器具及び備品（純額）	27,520	**資　本　金**	**10,000**
投　資　そ　の　他　の　資　産	**725,844**	**資　本　剰　余　金**	**1,446,600**
関　係　会　社　株　式	289,825	資　本　準　備　金	1,446,600
関係会社長期貸付金	85,000	**利　益　剰　余　金**	**363,444**
敷　金　及　び　保　証　金	107,164	その他利益剰余金	363,444
長　期　前　払　費　用	2,670	繰　越　利　益　剰　余　金	363,444
繰　延　税　金　資　産	326,173	**新　株　予　約　権**	**500**
破　産　更　生　債　権　等	1,037		
出　資　金	10		
貸　倒　引　当　金	△86,037	**純　資　産　合　計**	**1,820,545**
資　産　合　計	**4,061,000**	**負債・純資産合計**	**4,061,000**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2025年9月1日から
2026年8月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**8,834,880**
売上原価		**2,868,935**
売上総利益		**5,965,944**
販売費及び一般管理費		**5,015,116**
営業利益		**950,828**
営業外収益		
受取利息	7,808	
受取補償金	670	
為替差益	553	
補助金収入	2,750	
その他	2,580	14,363
営業外費用		
支払利息	16,689	
社債利息	8,999	
上場関連費用	14,063	
株式交付費	957	
その他	879	41,590
経常利益		**923,601**
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	73,061	
固定資産除却損	3,680	76,741
税引前当期純利益		**846,860**
法人税、住民税及び事業税	2,700	
法人税等調整額	△233,495	△230,795
当期純利益		**1,077,655**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2025年9月1日から 2026年8月31日まで ）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2025年9月1日残高	10,000	1,446,600	1,446,600
事業年度中の変動額			
当期純利益			
事業年度中の変動額合計	―	―	―
2026年8月31日残高	10,000	1,446,600	1,446,600

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
2025年9月1日残高	△714,210	△714,210	742,389	500	742,889
事業年度中の変動額					
当期純利益	1,077,655	1,077,655	1,077,655		1,077,655
事業年度中の変動額合計	1,077,655	1,077,655	1,077,655	―	1,077,655
2026年8月31日残高	363,444	363,444	1,820,045	500	1,820,545

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品、製品　先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

②原材料　主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　８～19年

機械及び装置　６～12年

工具、器具及び備品　２～15年

３．繰延資産の処理方法

株式交付費　支出時に全額費用として処理しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

６．収益及び費用の計上基準

当社は、福利厚生サービス事業の単一セグメントであり、主に「設置型健康社食」OFFICE DE YASAI（オフィスでやさい）を運営しております。OFFICE DE YASAI（オフィスでやさい）では、当社の顧客企業との契約により、顧客企業の福利厚生の一環として商品を顧客企業に販売・配送するサービスを提供する義務を負っております。当社は、当該契約期間にわたって商品を顧客企業の指定する配送場所において引き渡すことで履行義務を充足しております。月額利用料についてはプランに応じた固定金額を契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。商品代金については顧客企業に引き渡した時点で、販売された商品個数に単価を乗じた金額を、収益として認識しております。

なお、重要な金融要素は含まれておりません。

会計上の見積りに関する注記

１．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

繰延税金資産	326,173

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

翌事業年度以降の事業計画を基礎として見積もった一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づき、翌事業年度以降の一時差異等のスケジューリングの結果、回収可能と判断した繰延税金資産を算定しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
将来の一時差異等加減算前課税所得は、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて見積もっており、収益性に関する指標として本契約社数、ARPU（１社当たりの平均売上高）を主要な仮定としております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響
当該見積りは、将来において経営・市場環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

２．関係会社に対する債権の評価
(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

関係会社短期貸付金	50,000
関係会社長期貸付金	85,000
その他（関係会社立替金）	23,109
貸倒引当金	△123,061

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法
関係会社に対する債権については、各社の財政状態及び将来の事業計画、資金繰り見通し等を基礎として回収可能性を個別に検討し、回収不能と見込まれる金額について貸倒引当金を計上しております。
② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
関係会社に対する債権の回収可能性は、各社の将来の事業計画に基づいて見積もっており、主に売上高、損益及び将来の資金繰り見通しを主要な仮定としております。
③ 翌事業年度の計算書類に与える影響
当該見積りは、将来における事業環境の変化や関係会社の事業計画の達成状況等によって影響を受ける可能性があり、実際の業績及び資金繰りが見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において貸倒引当金の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

１．棚卸資産の内訳

商品	221,763千円
製品	11,431千円
原材料	23,347千円

２．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	23,168千円
短期金銭債務	7,263千円

損益計算書に関する注記

１．関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	2,645千円
仕入高	69,574千円
販売管理費	1,698千円
営業取引以外の取引高	3,783千円

株主資本等変動計算書に関する注記

１．当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　9,848,300株

（注）当社は、2026年６月４日付でＡ種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｃ１種優先株式、Ｃ２種優先株式及びＤ種優先株式の全てを取得し、対価として普通株式を交付するとともに、取得した優先株式を消却しております。また、2026年６月18日付で普通株式１株につき70株の割合で株式分割を行っております。

２．当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　140,560株

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	53,440千円
減価償却超過額	39,575〃
敷金償却	1,648〃
資産除去債務	5,725〃
関係会社株式評価損	17,582〃
役員賞与引当金	5,314〃
税務上の繰越欠損金	308,654〃
その他	11,579〃
繰延税金資産小計	443,520千円
評価性引当額	△114,790千円
繰延税金資産合計	328,730千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△2,556千円
繰延税金負債合計	△2,556千円
繰延税金資産の純額	326,173千円

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主にOFFICE DE YASAI（オフィスでやさい）の製造販売事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入、新株発行及び社債発行)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に事業所の賃借に伴う敷金及び保証金であります。これらは差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て短期間で決済されています。

借入金、社債は、主に事業を行うために必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について営業担当者及びバックオフィスグループが取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、差入先の信用状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、営業取引等に基づく資金の収支及び設備投資予定に基づく支出予定を勘案して、バックオフィスグループが適時に資金繰り計画を作成・更新し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2026年８月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金（注２）	100,714	96,047	△4,666
関係会社長期貸付金（注３）（注４）	100,000		
貸倒引当金（注３）	△100,000		
貸倒引当金控除後（注３）	－	－	－
資産計	100,714	96,047	△4,666
社債（注４）	300,000	300,943	943
長期借入金（注４）	828,237	822,358	△5,878
負債計	1,128,237	1,123,302	△4,934

（注１） 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「関係会社短期貸付金」については、現金であること、及び短期間で決済され時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（注２）貸借対照表計上額及び時価には、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用)の未償却残高が2,416千円含まれております。また、6,450千円については、償還期限が未定であることから、時価の算定が困難であるため貸借対照表計上額及び時価には含めておりません。

（注３）関係会社長期貸付金は、KOMPEITO USA Inc.に対する貸付金100,000千円と当該貸付金に個別に計上している貸倒引当金100,000千円を併記し、控除後の帳簿価額を表示しております。

（注４）関係会社長期貸付金は、1年以内に回収予定のものを含めております。また、社債及び長期借入金には、それぞれ１年内償還予定の社債及び１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注５）市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	289,825

関連当事者との取引に関する注記

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	KOMPEITO USA Inc.	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付（注１）（注２）	50,000	関係会社短期貸付金	15,000
						関係会社長期貸付金	85,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

（注２）KOMPEITO USA Inc.への貸付金に対し、100,000千円の貸倒引当金を計上しております。なお、当事業年度において50,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記　６．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　184円81銭

１株当たり当期純利益　　109円43銭

（注）当社は2026年６月18日付で普通株式１株につき70株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

（公募による新株式の発行）

当社は、2026年９月11日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。この上場にあたり、2026年８月12日開催及び2026年８月26日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2026年９月10日に払込みが完了いたしました。

１．募集方法　一般募集（ブックビルディング方式による募集）

２．募集株式の種類及び数　普通株式　50,000株

３．発行価格　１株につき1,600円

４．引受価額　１株につき1,472円

５．払込金額の総額　73,600千円

６．増加した資本金の額　36,800千円

７．増加した資本準備金の額　36,800千円

８．払込期日　2026年９月10日

９．資金使途　差引手取概算額63,600千円については、設置型健康社食サービス「OFFICE DE YASAI」の導入拠点数拡大に向けた広告宣伝費として、2027年８月期に充当する予定であります。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年10月29日

株式会社KOMPEITO

取締役会　御中

HLB ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根　岸　大　樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植　木　健　太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社KOMPEITOの2025年９月１日から2026年８月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年9月1日から2026年8月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を受け、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人HLB ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月29日

株式会社KOMPEITO　監査役会

常勤監査役（社外監査役）桐　竹　洋　一

社外監査役　宗　　裕　二

社外監査役　小　池　良　平